入札公告の訂正に関する公告

令和７年１１月７日付けで公告しました第５回国有林野産物公売公告について下記のとおり訂正をするので公告します。

記

（訂正内容）

１　国有林野産物公売公告（２）

誤

１０　適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率１０％）とは一致しない場合があります。

当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

・１号物件　２．００％　・２号物件　２．００％　・３号物件　２．００％

・４号物件　２．００％　・５号物件　１０．００％　・６号物件　１０．００％

正

１０　適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率１０％）とは一致しない場合があります。

当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

・１号物件　２．００％　・２号物件　２．００％　・３号物件　１０．００％

・４号物件　２．００％　・５号物件　１０．００％　・６号物件　１０．００％

以上、公告する。

令和７年１１月１４日

分任支出負担行為担当官
熊本南部森林管理署長　元山　英樹